

3 各年度における指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)と見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
居宅介護	障がい者等の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事援助等を行います。	障害支援区分1以上(障がい児はこれに相当する心身の状態)の方 なお、身体介護を伴う通院等介助にあつては、障害支援区分2以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で常時介護を要する方の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事援助等を行うほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。	障害支援区分4以上の方で、 ア) 二肢以上に麻痺等があり、 イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定された方
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等が外出する際に、同行して移動に必要な情報を提供するとともに、その他必要な支援を行います。	視覚障害により、身体障害者手帳の交付を受けた方で、移動が著しく困難で、かつ国の定める基準に該当する方(身体介護を伴う場合は区分2以上)
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で常時介護を要する方に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護その他必要な援助を行います。 (秋田市では実施事業者なし)	障害支援区分3以上の方で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)等の合計点数が10点以上の方
重度障害者等包括支援	常時介護を要する方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある方や知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に、居宅介護その他複数の障害福祉サービスを組み合わせた包括的な支援を行います。 (秋田市では実施事業者なし)	障害支援区分6の方で、意思疎通に著しい困難を有する方で、 ア) 重度訪問介護の対象であつて、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある方のうち人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者又は最重度知的障がい者 イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上の方

イ 見込量の推計方法

居宅介護、重度訪問介護および同行援護については、現在の各サービス利用者数に伸び率を勘案して実利用者の見込み、サービス量を算出しました。

行動援護および重度障害者等包括支援については、実施事業者がいないことから、27年度以降も見込量は0としております。

また、同行援護については、これまでの利用実績を基に見込量を算出しました。

ウ 訪問系サービスの見込み

上段：サービス量、下段：実人数

区 分	単位/月	第3期計画期間の実績値			第4期計画期間の見込み		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
居宅介護・重度訪問 介護・行動援護・重 度障害者等包括支援 ・同行援護	時間	7,347	7,314	8,582	9,167	9,273	9,379
	人	257	345	354	359	368	377

エ サービス量確保のための方策

訪問系サービスは、障がいのあるかたが身近な場所で生活する上で、必要不可欠な支援であり、地域移行を目指すうえでも、今後ますます需要が増えるものと見込まれることから、不足なく必要なサービス提供ができるよう、サービス提供事業者への的確な情報提供等により、安定したサービス供給ができる体制の整備に努めます。

なお、これまで実績のない行動援護、重度障害者等包括支援については、潜在的な利用者ニーズの把握や可能な範囲でのサービス提供事業者の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
生活介護	障害者支援施設等において、主として日中に入浴、排せつおよび食事等の介護を実施するとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	<p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方で、障害支援区分3以上（障害者支援施設等に入所する場合は区分4以上）の方</p> <p>50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（障害者支援施設等に入所する場合は区分3以上）の方</p> <p>障害者支援施設に入所する方で、障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い方のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要を認めた方</p>

サービス名	事業内容	対象者
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者又は難病等対象者に対して、身体機能の回復等に必要な理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションや生活等に関する相談や助言などの支援を行います。(標準利用期間は18か月)	身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病等対象者で、 ア)入所施設や病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 イ)特別支援学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能維持・回復などの支援が必要な方
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいや精神障がいのある方に対して、入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。(標準利用期間は24か月)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者
就労移行支援	一般企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障がい者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を行います。(標準利用期間は24か月)	就労を希望する方で、単独では就労することが困難であるため、支援が必要な65歳未満の方
就労継続支援 (A型)	一般企業等に雇用されることが困難な方のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。	雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方
就労継続支援 (B型)	一般企業等に雇用されることが困難な方に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。	就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定の年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される方
療養介護	医療と常時介護を要する方に、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を行います。	ア)筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方で、障害支援区分が6の方 イ)筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で、障害支援区分が5以上の方
短期入所 (福祉型)	自宅で介護する方の疾病その他の理由で不在の場合等、一時的に障害者支援施設等へ入所させ、入浴、排せつおよび食事の介護その他必要な支援を行います。	障害支援区分1以上(障がい児の場合は短期入所の単価区分1以上)の方

サービス名	事業内容	対象者
短期入所 (医療型)	自宅で介護する方の疾病その他の理由で不在の場合等、一時的に障害者支援施設等へ入所させ、入浴、排せつおよび食事の介護その他必要な支援を行います。	ア) 障害支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方 イ) 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している方若しくは区分5以上に該当する重症心身障がい者(障がい児の場合は重症心身障がい児)

イ 見込量の推計方法

現在の各サービス利用者数に、今後の特別支援学校卒業予定者の利用意向等も勘案しながら、新規利用者分の伸びを見込み、実利用者数を推計し、その数値に平成25年度の各サービスの一人当たりの月平均利用日数を乗じて見込量を算出しました。

なお、生活介護、就労継続支援(B型)については、国の基本指針に基づき、旧指定知的障害児施設に継続的に入所している18歳以上の入所者数は含んでいません。

ウ 日中活動系サービスの見込み

上段：サービス量、下段：実人数

区分	単位/月	第3期計画期間の実績値			第4期計画期間の見込み		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
生活介護	人日	14,576	14,986	15,346	15,456	15,787	16,560
	人	730	801	834	840	858	900
自立訓練 (機能訓練)	人日	380	458	458	458	458	458
	人	23	39	29	29	29	29
自立訓練 (生活訓練)	人日	1,261	1,035	1,080	1,162	1,162	1,162
	人	74	91	66	71	71	71
就労移行支援	人日	611	363	328	521	618	714
	人	31	23	17	27	32	37
就労継続支援A型	人日	730	827	1,333	2,030	2,173	2,173
	人	36	43	65	99	106	106
就労継続支援B型	人日	8,431	9,646	11,686	12,003	12,373	12,778
	人	470	629	664	682	703	726
療養介護	人	54	60	63	66	69	72
短期入所	人日	331	306	422	422	422	422
	人	63	72	87	87	87	87

エ サービス量確保のための方策

サービス利用者のニーズを把握し、身近な場所で生活する上で希望するサービスが利用できる提供体制の整備に努めてまいります。

なお、就労移行支援および就労継続支援については、より多くのサービス利用者が一般就労につながるよう、就労支援機関と一体となった取り組みをすすめていきます。

(3) 居住系サービス

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	障がい者 (ただし、身体障がい者にあつては、65歳未満の方又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。)
施設入所支援	施設において、主として夜間において入浴、排せつおよび食事の介護等、その他必要な日常生活上の支援を行います。	障害支援区分4以上(50歳以上の場合は3以上)の方 生活介護を受けている方で、障害支援区分4(50歳以上の場合は区分3)より低い方、又は就労継続支援B型を受けている方で、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた方

イ 見込量の推計方法

現在の各サービス利用者数に、今後の特別支援学校卒業予定者の利用意向等を勘案しながら、新規利用者分の伸びを見込んで見込量を算出しました。

なお、施設入所支援については、国の基本指針に基づき、旧指定知的障害児施設に継続的に入所している18歳以上の入所者数は含んでいません。

ウ 居住系サービスの見込み

区 分	単位/月	第3期計画期間実績値			第4期計画期間の見込み		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	人	175	213	217	245	283	323
施設入所支援	人	520	511	495	493	491	490

共同生活介護(ケアホーム)については、障害者総合支援法の平成26年4月1日施行分により、共同生活援助(グループホーム)への一元化が図られました。そのため、第3期計画期間実績値の共同生活援助には、共

同生活介護分も含めて計上しております。

エ サービス量確保のための方策

施設入所者等の地域生活への移行を推進するため、共同生活援助事業所（グループホーム）の新設を推進していきます。

また、安定したサービスの提供体制を確保するため、事業所の運営面等に対する指導や助言など、経営の安定化を支援していきます

(4) 相談支援

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
計画相談支援	障害福祉サービス利用者に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。	ア) 障害者支援施設等又は児童福祉施設に入所している障がい者 イ) 精神科病院に入院している精神障がい者
地域定着支援	居宅における単身等の障がい者を対象とした、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。	居宅において単身であるか、または家庭の状況等により、同居している家族による緊急時の支援を受けられない方

イ 見込量の推計方法

計画相談支援については、障害福祉サービスを利用する方すべてに対して、提供が可能となるよう、各サービスの利用者数を考慮して見込みました。

地域移行支援および地域定着支援については、入院中の精神障がい者や福祉施設入所者更生施設退所者数を考慮して見込みました。

ウ 相談支援の見込み

区 分	単位/月	第3期計画期間実績値			第4期計画期間の見込み		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人	21	71	96	64	66	69
地域移行支援	人	2	2	2	2	5	5
地域定着支援	人	0	0	0	2	5	5

エ サービス量確保のための方策

障害福祉サービス利用者個々のニーズに添った計画的な支援が提供可能となるよう、指定相談事業所と連携を図りながら、きめ細かな相談支援体制の充実と十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

(5) 障がい児通所支援

障がい児を対象とした支援については、児童福祉法において、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」に区分しております。

「障害児通所支援」および「障害児入所支援」の体制の整備については、国が示した基本指針において、新たに障害福祉計画に盛り込み、当該計画に沿った取組を進めるよう努めるものとされております。

なお、障害児入所支援については、その実施主体が都道府県となることから、この計画には盛り込まれておりません。

ア 障害児通所支援の事業内容および対象児童

事業名	事業内容	対象児童
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む） 手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
放課後等デイサービス	就学している障がい児を、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児に対して、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援等を行います。	
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童を、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援および治療を行います。	

イ 見込量の推計方法

現在の各サービス利用者数に、利用意向等を勘案しながら、新規利用者分の伸びを見込んで見込量を算出しました。

ウ 障害児通所支援の見込み

上段：サービス量、下段：実人数

区 分	単位/月	第3期計画期間の実績値			第4期計画期間の見込み		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人日	768	825	946	1045	1045	1045
	人	155	177	172	190	190	190
放課後等デイサービス	人日	568	983	1,539	1,667	1,667	1,667
	人	100	142	218	233	233	233
保育所等訪問支援	人日	13	14	4	4	4	4
	人	12	6	4	4	4	4
医療型児童発達支援	人日	130	127	158	158	158	158
	人	20	19	20	20	20	20

エ サービス量確保のための方策

乳幼児期から学校卒業まで住み慣れた地域で一貫した支援が受けられる体制の整備と、それぞれの障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう学校や障害児通所支援事業所、障害児入所支援事業所、障害福祉サービス提供事業所など関係機関との連携により、十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

なお、障害児入所支援については、サービス利用者の利便性の観点からも、障害児通所支援とあわせ障害児支援として一体的な支援が必要であることから、都道府県と連携を図っていきます。

(6) 障害児相談支援

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
障害児相談支援	障害児通所支援等を利用する障がい児に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。	障害児通所支援等を利用するすべての障がい児

イ 見込量の推計方法

障害児相談支援については、障害児通所支援等を利用する障がい児すべてに対して、提供が可能となるよう、各サービスの利用者数を考慮して見込みました。

ウ 障害児相談支援の見込み

区 分	単位/月	第3期計画期間実績値			第4期計画期間の見込み		
		24年度	25年度	26年度 (見込み)	27年度	28年度	29年度
障害児相談支援	人	5	15	19	19	19	19

エ サービス量確保のための方策

障害児通所支援等の利用者個々のニーズに添った計画的な支援が提供可能となるよう、指定障害児相談事業所と連携を図りながら、きめ細かな相談支援体制の充実と十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。